

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (相談系サービス)

新潟市障がい福祉課指定係

1 基本報酬の見直し

機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の算定について、下記要件（下線部）が追加。

①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

※経過措置として、令和5年度まで機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①、②の要件をみたしているものとみなす。

③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

- ・ 参画先は、市町村協議会が基本。（地域機能強化共同支援加算においても同様）
- ・ 定期的とは、月に1回程度は実施することが望ましい。
- ・ 届出に係る根拠資料には、右上等に、どの要件に係るものか分かるメモを記載してください。

1 基本報酬の見直し

| | | | 現行 | 見直し後 | 増減 |
|--------------------|--------------------|-----|---------|----------------|--------|
| サービス 利用支援 | 機能強化型 サービス利用支援費 | I | 1,864単位 | <u>2,014単位</u> | +150単位 |
| | | II | 1,764単位 | <u>1,914単位</u> | +150単位 |
| | | III | 1,672単位 | <u>1,822単位</u> | +150単位 |
| | | IV | 1,622単位 | <u>1,672単位</u> | +50単位 |
| | サービス利用支援費 | I | 1,522単位 | <u>1,572単位</u> | +50単位 |
| | | II | 732単位 | 732単位 | ±0単位 |
| 継続 サービス 利用支援 | 機能強化型 サービス利用支援費 | I | 1,613単位 | <u>1,761単位</u> | +148単位 |
| | | II | 1,513単位 | <u>1,661単位</u> | +148単位 |
| | | III | 1,410単位 | <u>1,558単位</u> | +148単位 |
| | | IV | 1,360単位 | <u>1,408単位</u> | +48単位 |
| | サービス利用支援費 | I | 1,260単位 | <u>1,308単位</u> | +48単位 |
| | | II | 606単位 | 606単位 | ±0単位 |

2 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

【主任相談支援専門員配置加算】（拡充）

新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位／月

※ 地域の相談支援中核的な役割を担う指定特事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位／月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

2 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

【地域体制強化共同支援加算】（見直し）

算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

2,000単位／月（月1回を限度） ※単位は増減なし

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

相談：基幹相談支援センター、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

3 適切な相談支援の実施

モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。

- ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(1) 【医療・保育・教育機関等連携加算】（拡充）

- ・モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

| | 現行 | 見直し後 | 要件 |
|---------------------|---------|---------|-------|
| 医療・保育・教育機関等 連携加算 | 100単位／月 | 300単位／月 | ①-Ⅱ、② |
| | | 200単位／月 | ①-Ⅰ |
| | | 150単位／月 | ③ |

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

○医療・保育・教育機関等連携加算の要件

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

- I 指定サービス利用支援 →200単位/月
- II 指定継続サービス利用支援 →300単位/月

② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。） →300単位/月

③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。） →150単位/月

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(2) 【集中支援加算】 (拡充)

・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

| | 現行 | 見直し後 | 要件 |
|--------|---------|----------------|----------|
| 集中支援加算 | 300単位/月 | 300単位/月 | ①～④ |
| | | <u>150単位/月</u> | <u>⑤</u> |

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

○集中支援加算の要件

- ・指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ② サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合
- ③ 福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合
- ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(3) 【入院時情報連携加算】（拡充）

(4) 【退院・退所加算】（拡充）

- ・ 関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

| | 現行 | 見直し後 | 増減 |
|--------------|---------|----------------|--------|
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 200単位／月 | <u>300単位／月</u> | +100単位 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 100単位／月 | <u>150単位／月</u> | +50単位 |
| 退院・退所加算 | 200単位／月 | <u>300単位／月</u> | +100単位 |

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(5) 【居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算】（拡充）

- ・ 関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

| | 現行 | 見直し後 | 増減 | 要件 |
|-------------------------|---------|----------------|-------|-----|
| (計画相談) 居宅介護事業所等連携加算 | 300単位/月 | 300単位/月 | ±0単位 | ①、② |
| | 100単位/月 | <u>150単位/月</u> | +50単位 | ③ |
| (障害児相談) 保育・教育等移行支援加算 | 300単位/月 | 300単位/月 | ±0単位 | ①、② |
| | 100単位/月 | <u>150単位/月</u> | +50単位 | ③ |

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

○居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の要件

・介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合 （テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合 （単位数の変更のみ）

5 医療との連携のための仕組み

- ・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

【解釈通知に追記された内容（抜粋）】

2 運営に関する基準

(11)指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）

⑦アセスメントの実施（第2項第5号）

サービス等利用計画は、・・・適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。

6 高い専門性が求められる者の支援体制

- (1) 【要医療児者支援体制加算】（見直し）
- (2) 【行動障害支援体制加算】（見直し）
- (3) 【精神障害者支援体制加算】（見直し）

新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

| | 現行 | 見直し後 | | 要件 |
|-------------|--------|-----------|--------|----|
| 要医療児者支援体制加算 | — | <u>I</u> | 60単位／月 | ① |
| | 35単位／月 | <u>II</u> | 30単位／月 | ② |
| 行動障害支援体制加算 | — | <u>I</u> | 60単位／月 | ③ |
| | 35単位／月 | <u>II</u> | 30単位／月 | ④ |
| 精神障害者支援体制加算 | — | <u>I</u> | 60単位／月 | ⑤ |
| | 35単位／月 | <u>II</u> | 30単位／月 | ⑥ |

6 高い専門性が求められる者の支援体制

○要医療児者支援体制加算の要件

- ①医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。
- ②医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

| | 現行 | 見直し後 | | 要件 |
|-------------|--------|------|--------|----|
| 要医療児者支援体制加算 | 35単位／月 | Ⅰ | 60単位／月 | ① |
| | | Ⅱ | 30単位／月 | ② |

6 高い専門性が求められる者の支援体制

○行動障害支援体制加算の要件

③強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者又は児基準の合計点数が20点以上である児）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

④強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

| | 現行 | 見直し後 | | 要件 |
|------------|--------|------|--------|----|
| 行動障害支援体制加算 | 35単位／月 | Ⅰ | 60単位／月 | ③ |
| | | Ⅱ | 30単位／月 | ④ |

6 高い専門性が求められる者の支援体制

○精神障害者支援体制加算の要件

⑤以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

⑥地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

連携先病院等とは、少なくとも年1回以上、面談又は会議を行うよう留意事項通知に定め
てあるため、記録を残しておくこと。

| | 現行 | 見直し後 | | 要件 |
|-------------|--------|------|--------|----|
| 精神障害者支援体制加算 | 35単位／月 | Ⅰ | 60単位／月 | ⑤ |
| | | Ⅱ | 30単位／月 | ⑥ |

7 相談支援に従事する人材の確保

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

8 ICTの活用等

・月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

※下記全加算共通

※単位の増減なし

○初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）

○集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）

○居宅介護支援事業所等連携加算（月2回以上居宅訪問した場合）

○保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

9 その他横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の機能充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

≪ 地域生活支援拠点等機能強化加算 【新設】 ≫ 500単位／月

※算定要件は次ページ記載

9 その他横断的な改定事項

【地域生活支援拠点等機能強化加算 算定要件】 ※自立生活援助の規定を準用

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

9 その他横断的な改定事項

(2) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

【計画相談支援・障害児相談支援】

≪ 高次脳機能障害支援体制加算 【新設】 ≫

イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様